

議案第11号

字の区域の変更について

南城市つきしろIC南土地区画整理事業の施行地区について、区域を別図1に示す字の区域を別図2に示すとおり変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、議会の議決を求める。

なお、この処分、南城市つきしろIC南土地区画整理事業の施行地区についての効力は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第179条の規定により、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による同事業の換地処分の公告があった日の翌日から生ずるものとする。

令和8年2月24日提出

南城市長 大城 憲幸

提案理由

字の区域を変更するため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和8年3月16日 可 決

南城市議会議長 安谷屋 正



本議決書は原本の写しに相違ないことを証す

令和8年3月18日

南城市議会議長 安谷屋 正

